

令和3年5月26日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成29年(ワ)第125号 国家損害賠償請求事件

平成29年(ワ)第535号 国家損害賠償請求事件

平成30年(ワ)第468号 安保関連法違憲国家賠償請求事件

6 口頭弁論終結日 令和3年1月6日

判 決

当 事 者 の 表 示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

1 原告らの請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告らに対し、各10万円及びこれに対する平成27年9月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要（以下、本文にない略称は、別紙略称一覧のとおりである。）

1 本件は、原告ら（以下では、承継前原告■及びこれを承継した原告■を区別せずに「原告ら」という。）が、憲法9条に違反する平和安全法制整備法及び国際平和支援法（以下「本件各法律」という。）に係る違法な閣議決定及び法律案の可決により、平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権を侵害され、精神的苦痛を被ったなどとして、被告に対し、それぞれ、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料各10万円及びこれに対する不法行為の日である平成27年9月19日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

2 前提事実（証拠を付さない事実は、当事者間に争いがない。）

(1) 本件各法律に係る閣議決定、本件法律案の成立等

内閣は、平成26年7月1日、「国の存立を全うし、国民を守るために切

れ目のない安全保障法制の整備について」と題する基本方針を閣議決定した。この閣議決定は、「我が国を取り巻く安全保障環境は根本的に変容するとともに、更に変化し続け、我が国は複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面している…脅威が世界のどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっている」などという情勢認識の下、「いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを断固として守り抜くとともに、国際協調主義に基づく、「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献するためには、切れ目のない対応を可能とする国内法制の整備をしなければならない」などとして、本件各法律に係る法整備を進めることを内容とするものであった。その後、内閣は、平成27年5月14日、本件各法律に係る法律案を閣議決定し、内閣総理大臣は、同月15日、上記法律案を衆議院に提出した。

本件各法律は、平成27年7月16日に衆議院で、同年9月19日に参議院で、それぞれ法律案が可決されたことにより、成立した後、同月30日に公布され、平成28年3月29日に施行された（以下、本件各法律の成立に至るまでの閣議決定及び法律案の可決を「本件各行為」という。）。

(2) 本件各法律の概要

ア 平和安全法制整備法

旧事態対処法、自衛隊法、周辺事態法、平和維持活動等協力法等の法律10件の一部を改正するものであり、これによる主要な改正点は、以下のとおりである。

(ア) 旧事態対処法（改正後の事態対処法）について

武力攻撃事態等に限られていた対処の対象に、存立危機事態を加えた（事態対処法1条）。

(イ) 自衛隊法について

武力攻撃事態等に限られていた自衛隊の防衛出動の対象に、存立危機

事態を加えた（自衛隊法76条1項）。

(イ) 周辺事態法（改正後の重要影響事態法）について

政府が後方支援活動を含む必要な措置を実施する事態を周辺事態から重要影響事態に拡大した（重要影響事態法1条）。

また、後方支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び役務の提供として弾薬の提供並びに戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を加えた（重要影響事態法別表第一（周辺事態法別表第一の備考の一部削除））。

なお、後方支援活動は、現に戦闘行為が行われている現場では実施しない（重要影響事態法2条3項本文）が、テロ特措法及びイラク特措法とは異なり、対象地域において活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められることは求められていない。

(エ) 平和維持活動等協力法について

同法に基づく活動につき、従前の国際連合平和維持活動等に国際連携平和安全活動を加えた（同法3条2号）上、国際平和協力業務として、治安維持活動及び駆け付け警護を加えた（同法3条5号ト、ラ）。

また、自衛官は、その業務を行うに際し、治安維持活動については、自己若しくは他人の生命、身体若しくは財産を防護し、又はその業務を妨害する行為を排除するため、駆け付け警護については、自己又はその保護しようとする活動関係者の生命又は身体を防護するため、それぞれやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要とされる限度で一定の武器を使用することができることとされた（同法26条1項、2項）。

イ 国際平和支援法

国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、

かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるものに際し、当該活動を行う諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とするものである（同法1条）。

協力支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び役務の提供は、後方支援活動に建設が加えられたものである（同法3条2項、別表第一）。

また、協力支援活動としての役務の提供の実施を命じられた自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要とされる限度で一定の武器を使用することができることとされている（同法11条1項）。

なお、協力支援活動は、現に戦闘行為が行われている現場では実施しないものとされているが（同法3条2項）、テロ特措法及びイラク特措法とは異なり、活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められることまでは求められていない。

（3）承継前原告[]に係る訴訟承継（弁論の全趣旨）

第3 爭点及びこれに対する当事者の主張

1 本件各行為によって原告らの権利ないし法的に保護された利益（以下「権利利益」という。）が侵害されたか

（1）原告らの主張

原告らは、平和を望む市民、先の太平洋戦争で被害を受けた者とその家族、

宮崎県内に多数存在する各防衛施設の周辺の住民、戦争・有事体制において危険な業務に従事させられることとなる地方公共団体・指定公共機関の労働者・医療従事者等、学術研究者、宗教家、教育関係者、法曹関係者、自衛官の家族を含む女性や子を持つ親、若者等である。

5 本件各法律は、政府が従来一貫して憲法9条の下で許されないとしてきた集団的自衛権の行使を容認した上、自衛隊による米軍等への兵站支援の範囲、自衛隊による平和維持活動の範囲、武器使用が可能となる範囲等を拡大し、憲法9条が禁じる「武力の行使」に至る行動を容認した明らかに違憲なもので、原告らは、以下に述べるとおり、本件各法律に係る違憲・違法な本件各行為により、国家賠償法の法的保護の対象となる具体的な権利利益としての平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権を侵害された。

ア 平和的生存権の侵害について

(ア) 平和的生存権が具体的な権利利益であること

15 平和的生存権とは、戦争、軍備及び戦争準備によって破壊されたり、侵害又は抑制されたりすることなく、恐怖と欠乏を免れて平和のうちに生存し、平和な国と世界をつくり出していくことのできる各時代の自然権の本質をもつ基本的人権である。それは、憲法前文、9条及び13条をはじめとする憲法第3章の諸条項が相重なって保障する基本的人権の基底的権利であり、自由権的、社会権的ないし参政権的な側面を有する複合的な権利である。そして、憲法9条は、国際紛争を解決する手段として、戦争、武力による威嚇及び武力の行使を放棄した上、その目的を達するため、戦力を保持せず、国の交戦権を認めないことを定めている以上、平和的生存権は、少なくとも憲法9条の認めない行為を國に許さないという核心部分において、明確なものである。

20 このような平和的生存権が侵害される場合、具体的には、憲法9条に反する國の行為—戦争の遂行、武力の行使、戦争の準備行為等—により、

個人の生命、自由が侵害され若しくはその侵害の危険にさらされ、又は現実的な戦争等による被害や恐怖にさらされる場合、憲法9条に反する戦争の遂行等への加担・協力を強いられる場合、そのような行為が差し迫ることによって苦痛を受ける場合等には、このような行為の差止め、損害賠償等の司法的救済が馴染むことは明らかである。そして、平和的生存権は、憲法違反の国の行為により、それが具体化するという相関的関係にある以上、それが侵害された場合に裁判所に対して保護・救済を求め、法的強制措置の発動を請求し得るという意味において裁判規範性を備えたものであるから、国家賠償法による保護の対象となる具体的な権利利益である。

10

(イ) 原告らの平和的生存権が侵害されたこと

15

本件各法律は、特定の複数の国家による軍事同盟の形をとった集団的自衛権の枠組みで何らかの軍事活動を行うこと及び軍事同盟の枠組みにおいて活動することを可能なものとしたが、そのような前提下での外国軍の支援活動等は、外国から見れば戦闘によって他国を制圧するという軍事行動そのものと映るようになった。実際、南スーダンにおいては、自衛隊の部隊が首都ジュバでの戦闘に臨場した際、いつ駆け付け警護が発動され、自衛隊員が殺傷の危険にさらされ、逆に自衛隊員の武器使用によって他の兵士や市民が殺傷の危険にさらされるのか分からぬという状況が現実化した。これらの危険は、自衛隊がイラクに派遣されていた頃と比べ、本件各法律により、飛躍的に高まっている。

20

このように、原告らは、本件各行為により、自らの憲法上の見解及び非戦の感情を害されただけでなく、米軍等を援護するための戦争、テロ行為、報復攻撃等に巻き込まれる現実的危険が高まり、平和的生存権を侵害された。

25

イ 人格権の侵害について

人格権は、人間が人間であることから、その存在を全うするために認められる権利で、その外延を抽象的・一義的に確定することが困難であるとしても、少なくとも人間の尊厳に伴う基本的な法益を内容とする部分は、国家賠償法の法的保護の対象となる具体的な権利利益である。

原告らは、本件各行為により、以下に述べるとおり、この具体的な権利利益としての人格権－生命、身体及び精神に関する権利利益、平穏な生活を送る権利利益、並びに主権者としてないがしろにされない権利利益－を侵害された。

(ア) 生命、身体及び精神に関する権利利益の侵害

生命、身体及び精神に関する権利利益は、各人の人格に本質的なものであり、これを超える価値を他に見出すことはできず、生命及び身体に関する部分はもとより精神に関する部分が守られなければ人間の生活は成り立たない以上、いずれも人間としての生を全うするために不可欠なものであるから、具体的な権利利益である。

本件各法律により、憲法の平和主義は侵害され、日本及びその国民は憲法9条の平和保障機能を喪失し、海外で武力を行使する自衛隊は名実ともに軍隊となり、日本がアメリカの戦争に否応なく巻き込まれる蓋然性は極めて高くなり、日本が戦争当事者となったりテロ攻撃を受けたりする危険は極めて現実的なものとなった。このように、原告らは、本件各行為により、客観的な事実として戦争やテロの危険が格段に高まり、具体的かつ現実的な脅威と不安を抱かされ、上述したような生命、身体及び精神に関する権利利益としての人格権が侵害された。

(イ) 平穏な生活を送る権利利益の侵害

平穏な生活を送る権利利益は、自らの人生を自律的に設計し、送っていくことを核心とし、平穏な生活を成り立たせる複数の要素を包摂しているが、人間が身体及び精神的な統一体として生存している以上、その

核心は、物理的な平穏及び精神的な平穏を要素としており、この核心は、具体的な権利利益である。

本件各法律により、原告らは、他国の戦争のために動員され、武力の行使等に加担させられる立場に置かれ、自分や家族が戦争やテロに巻き込まれる危険が高まり、戦争やテロに対する恐怖や不安を感じるとともに、他国の市民を攻撃・殺傷する加害者にもなりかねないことに対する苦痛を抱くことを余儀なくされた。特に、戦争体験者は、家族の喪失、負傷及び後遺症の苦痛その他の過酷な体験により、その心身に消し難い傷が残ったものであり、その受難と克服の過程がその人の人生そのものとなっているが、憲法9条の平和主義を放棄し、日本が再び戦争に参加・加担すること及びその準備を可能とした本件各法律により、正にその人格及び生涯を否定され、貶められた。また、宮崎県内に多数存在する各防衛施設の周辺の住民は、ただでさえ航空機騒音その他の被害に悩まされてきたのに、本件各法律により、その被害が増大しただけでなく、日本が他国やテロ勢力と敵対関係になった場合に防衛施設が攻撃され、その犠牲になる危険にさらされた。このように、原告らは、本件各行為により、上述したような物理的な平穏及び精神的な平穏を中心の要素とする平穏な生活を送る権利利益としての人格権を侵害された。

(ウ) 主権者としてないがしろにされない権利利益の侵害

原告らは、国の政治の在り方を最終的に決定する主権者であり、憲法改正の際にも国民投票に参加する地位にあるもので、国家権力に対する主権者の立場は絶対で最大限尊重されるべきものである以上、主権者としてないがしろにされない権利利益は、具体的な権利利益である。

本件各法律は、本来は憲法改正手続を経なければ制定することができないのに、既に解釈として確立した集団的自衛権の行使は許されないという憲法規範の意味内容を根本から変更した上、違憲であるとの多くの

意見を無視して制定された。このように、原告らは、本件各行為により、主権者であることの自尊心が大きく傷つけられ、実は主権者として尊重される確証などないのではないかという疑惑や不安を抱かざるを得なくなったもので、上述したような主権者としてないがしろにされない権利利益としての人格権を侵害された。

5

ウ 憲法改正・決定権の侵害について

10 国の政治の在り方を最終的に決定する主権が国民にあるという国民主権原理（憲法前文、1条）の下、主権者である国民には、具体的な憲法改正課題が生じた際にその是非を決定するだけでなく、国民の代表である国会議員を通じ、又は自ら表現の自由その他の権利行使して国民投票運動等を行うことにより、その課題に対して賛否その他の意見を表明し、国民的意思を形成する過程に参加する憲法改正・決定権が保障されており、この憲法改正・決定権は、憲法96条及び99条並びに憲法96条を具体的なものとした憲法改正手続法を実定法上の根拠としている。ここでいう憲法改正には、憲法の条文の文言の変更だけでなく、既に解釈として確立した憲法規範の意味内容を根本から変更するという実質的改正も含まれ、憲法改正・決定権を有する国民には、最終的意思を問われることなしに実質的改正を含む憲法改正をされない権利がある。そして、この憲法改正・決定権は、重要な憲法改正問題が存在していない間は、抽象的権利として保障されているに過ぎないが、重要な憲法改正問題が浮上してきた場合や解釈として確立した憲法規範の意味内容が根本から変更されようとしたり変更されたりした場合には、具体的権利として顕在化する。

15

15

20

しかし、内閣は、閣議決定により、集団的自衛権の行使は許されないという既に解釈として確立した憲法規範の意味内容を根本から変更した上、国会に対し、その正当性を合理的に説明することもなく、変更された解釈に基づく本件各法律の法律案を提出した。また、国会においても、参議院

25

平和安全法制特別委員会で地方公聴会の報告も総括質疑もないまま、与党議員が不意を突いて委員長席を取り囲んで野党議員を排除し、「議場騒然、聴取不能」と速記録に記録される混乱の中で採決が行われるなど、多くの国民及び野党の反対を押し切る形で採決が強行された。

5 このように、原告らは、憲法尊重擁護義務に違反するとともに憲法改正手続を潜脱した本件各行為により、具体的権利として顕在化した憲法改正・決定権を侵害された。

(2) 被告の主張

原告らは、次のとおり、いずれも具体的な権利利益の侵害を主張するものではないから、原告らの主張は、主張自体失当である。

ア 平和的生存権について

平和的生存権は、平和そのものが理念ないし目的としての抽象的概念で不明確である上、根拠規定、主体、内容、要件効果等のいずれをとっても一義性に欠け、外延を画すことさえできない極めて曖昧なものである。

憲法前文は、「全世界の国民が…平和のうちに生存する権利を有する」としているが、憲法の理念・基本原理を宣言するという憲法前文の法的性格に加え、上述の部分はその前の部分で表明された平和主義の原理を人々の生存に結び付けて説明したものであることからすると、憲法前文に上述の部分が存在することをもって、直ちに平和的生存権が具体的な権利利益であるということはできない。

したがって、平和的生存権については、それ自体が独立のものとして、具体的訴訟において私法上の行為の効力の判断基準となる、具体的な権利利益であるとはいえない。

イ 人格権について

原告らが人格権として主張するものは、その内容、成立要件、法律効果等を具体的・一義的に確定することができない極めて曖昧なものである。

また、原告らが生命、身体及び精神に関する権利利益の侵害及び平穏な生活を送る権利利益の侵害として主張するところは、具体的な権利利益といえない平和的生存権に係るものと同旨である上、我が国が戦争やテロ行為の当事者となれば、国民が何らかの犠牲を強いられたり危険にさらされたりするのではないかといった漠然とした不安感を抱いたとの域を超えるものではなく、原告らが主権者としてないがしろにされない権利利益の侵害として主張するところも、本件各法律に反対する自らの主義が容れられないことによって心情が害されたことを言い換えたものに過ぎない。

したがって、原告らが人格権として主張するものは、具体的な権利利益といえない。

ウ 憲法改正・決定権について

憲法96条1項が、国民が自らの意思に基づいて憲法の条項内容を決定するという国民主権ないし民主主義の原理・理念を体現したものであるとしても、ここにいう国民とは、国家の主権者としての国民という抽象的な位置づけにとどまり、上述した原理・理念から直ちに原告らという個別の国民に具体的な権利利益としての憲法改正・決定権があることが導かれるものではない。原告らの主張する憲法改正・決定権は、具体的な憲法改正課題が何を意味するのかが明らかでない上、国家の主権者としての国民の意見・意思の表明という国民主権ないし民主主義の原理・理念の言い換えに過ぎない。また、憲法96条は、憲法改正の際には国民投票等を要するという手続を定めたものに過ぎず、憲法99条も、憲法の最高法規性の根拠規定となり得るにとどまり、憲法改正手続法も、憲法改正の具体的手続を定めたものに過ぎない以上、原告らの主張している憲法改正・決定権が具体的な権利利益であることを根拠付けるものではない。

そもそも、本件各法律は、憲法の条文自体を改正するというものでも、憲法改正の際の国民投票制度における個別の国民の投票権の内容や行使に

制約を加えるものでもなく、憲法改正手続に関する原告らの具体的な権利利益に何ら影響を及ぼさない。原告らの主張するところは、本件各法律の内容が憲法と抵触し、憲法の解釈が実質的に変更されるとして、具体的な権利利益の侵害を離れ、主権者としての国民という立場で、抽象的に法令自体の憲法適合性審査を求めるに帰するものであり、付隨的違憲審査制を採用する我が国の司法制度の在り方とも合致しない。

2 原告らの損害及びその額

(1) 原告らの主張

原告らは、本件各行為により、それぞれ、次のような精神的苦痛を被ったものであり、これに対する慰謝料は、10万円を下回るものではない。

ア 平和を望む市民

原告らは、憲法の定める平和主義の実現を心から望む国民・市民であり、政府・与党による立憲主義の無視・憲法破壊行為ともいえる本件各行為により、心に深い傷を負い、日常生活の様々な場面において集団的自衛権の行使等の結果として間違いなく予想されるテロ行為等による被害の恐怖を抱かせられている。

イ 先の太平洋戦争で被害を受けた者とその家族

これらの原告らは、先の太平洋戦争によって生死の境をさまよい、肉親及び財産を失い、戦後も苛酷な生活を強いられてきた。空襲や被爆体験はもとより、戦地や植民地で生活し、現地を追われ、捕虜になり、帰国まで辛酸をなめた者もあり、その家族もまた戦後の苦しい生活を共にするなどし、同様の苦しみを味わってきた。これらの原告らは、肉親の命や自分が失ったものと引き換えに憲法9条を手にしたものであり、この国が二度と戦争しないことを誓い、その誓いを実践することにより、ようやく生きる希望を見出し、安堵して生きてきたのである。

しかし、これらの原告ら一特に、実際に戦争の惨禍及びその後の苦難を

経験した者ら一は、本件各行為により、再び戦争の危険が現実的にもたらされ、人生の晩年までにようやく築いてきた平穏な生活と安堵を奪われ、戦後70年を経過しても極めて強いものとして残っている、心身の底深くに沈んでいた戦争による様々なトラウマ及び憎悪を再び呼び起こされるとともに、「戦争できる国民」にされ、戦争できる国に変貌した国を子や孫に手渡す苦痛を覚えている。

ウ 宮崎県内に多数存在する各防衛施設の周辺の住民

これらの原告らは、本件各行為により、日本が戦争できる国になった上、日米の軍事行動が一体化され、基地機能が全国に拡大されたことを受け、基地が敵国及びテロリストの格好の攻撃目標とされることもあり、戦争や攻撃に巻き込まれるかもしれないという現実的な危険を日常的に感じさせられている。

エ 戦争・有事体制において危険な業務に従事させられることになる地方公共団体・指定公共機関の労働者、医療従事者等

これらの原告らは、日々人々の健康と生命を預かる立場にあるが、本件各法律により、人々が戦争や武力攻撃の危険にさらされ、その命ないし心身の健康をむしばまれる究極の人権侵害を受けていることを考えずにはいられない上、自らも武力攻撃にさらされる地域において医療行為提供を余儀なくされる可能性があり、また、本件各法律の下での軍事費の膨張と社会福祉費の切下げが国民の日々の暮らしに不安と緊張を及ぼしていると日々の診療等の際に肌で感じており、心から憂い、苦しんでいる。

オ 学術研究者

これらの原告らは、自らの学問的良心に基づき、真実を追究し、社会のために理論構築して世界に貢献することを願う者であるが、自らの研究が殺戮と環境破壊に利用され、人々に多大な犠牲が及ぶことは苦しみ以外の何物でもないので、立憲主義を無視し、憲法を破壊する本件各行為により、

深い憤りと苦痛を味わわされ、その学問的良心を深く傷つけられている。

カ 宗教家

これらの原告らは、人々が平穏に生きられることを願う立場にある宗教関係者が先の戦争に協力させられたという苦い過去を反省し、殺さない、殺させない、兵器も武器も用いないという願いの下、平和を強く希求し、宗教活動を行ってきたが、日本を再び戦争できる国とし、新たな戦死者を生み出し、命に犠牲を強いこととなる本件各行為により、自らの生きるよりどころとして人格の基底をなす宗教上の信念を深く傷つけられ、深い苦しみを味わわされている。

5

キ 教育関係者

これらの原告らは、それぞれの教育現場で学ぶ者が憲法の定める人権を尊重し、平和で民主的な社会を形成する人格を完成することができるよう日々努力し、特に先の戦争において戦争に協力する教育を強いられた苦い過去を反省し、平和を尊重する人格を目指して平和教育に取り組んできたが、日本を戦争できる国とし、平和をないがしろにする本件各行為により、教え子が戦争に行くかもしれないこととなり、職業人及び人間として言い表せぬほど傷つけられ、苦しみを味わっている。

10

ク 法曹関係者

これらの原告らは、三権分立の下、先の戦争に対する痛切な反省を踏まえた憲法の理念である個人の尊厳、国民主権及び恒久平和主義を擁護する特別の使命及び責任を負っているが、憲法に違反する許し難い状況を作出する本件各行為により、職業人及び人間として社会的に葬られるに等しい痛切な精神的苦痛にさいなまれている。

15

ケ 自衛官の家族を含む女性や子を持つ親

20

これらの原告らは、戦争によって最も惨禍を被る立場にあり、自衛隊の活動範囲を拡大し、日本を戦争できる国とする本件各行為により、日本が

再び戦争に巻き込まれるや、女性として虐げられ、自衛官の家族や将来の担い手である子孫を殺すか殺されるかの場である戦場へと送り出すことを強いられるという、大きな恐怖と耐え難い苦悩を味わわされている。

コ 若者

これらの原告らを含む多くの若者らは、本件各法律が制定されるまでの過程において、自分たちが戦争に駆り出される日が目前にまで迫っていることを生理的に感じ、国会周辺での集会やデモをはじめとする全国各地の反対運動に立ち上がったが、憲法を破壊し、戦争に加担する道を開く本件各行為により、戦争に巻き込まれ、加担することを強要され、殺すか殺されるかの立場に追いやられ、未来に希望を持つことのできない怒り、苦痛、恐怖、不安等を感じている。

サ その他の原告ら

その他の原告らも、本件各行為により、戦争のできない平和国家の国民でなくなり、世界中で戦争できる国の国民になってしまったことにより、日米共同訓練や米軍機の飛行機会の増加等、日常生活にまで多大な影響を受けている。

(2) 被告の主張

否認ないし争う。

第4 当裁判所の判断

1 本件各行為によって原告らの平和的生存権が侵害されたか

(1) 憲法は、前文において、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」（2項3文）と宣言し、9条において、国際紛争を解決する手段として、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使を永久に放棄した上、戦力を保持せず、国の交戦権を認めないことを規定するとともに、第3章において、基本的人権の保障を規定している。このように、憲法が平和主義及び基本的人権の保障

を根本的理念としていることは明らかであり、平和のうちに生存することは各人の基本的人権が保障されるための不可欠の前提であることからすると、平和のうちに生存していくことと各人の基本的人権が保障されることとは極めて密接に関連しているものということができる。

しかし、憲法前文は、憲法の「崇高な理想と目的」（4項）を示すものであって、憲法第3章の基本的人権の保障の規定その他の憲法本文の各規定を解釈する際の指針として斟酌されることはあるにせよ、それ自体を具体的な基本的人権その他の権利利益を保障しているものと解することはできない。このことは、「平和のうちに生存する権利」についても同様であり、実際、「平和のうちに生存する権利」は、「ひとしく恐怖と欠乏から免かれ」る理想とともに掲げられているから（憲法前文2項3文）、「権利」という文言があったとしても、「平和のうちに生存する権利」なるものが具体的な基本的人権その他の権利利益として保障されているものと解することは困難であるといわざるを得ない。

また、平和とは、理念ないし目的としての抽象的な概念であって、個々人の思想や信条により多様な捉え方が可能である上、我が国だけでこれを達成できるものではなく、これを達成する手段や方法もその時々の国内外の情勢等の影響を大きく受けるものであるから、「平和のうちに生存する権利」なるものの具体的な内容を一義的に確定することも困難である。

さらに、憲法9条は、平和主義の根本的理念を具体化し、同条の認めない行為を国に許さないものであり、その核心部分は明確であるが、あくまでも国の行為自体を制限する規範であり、個々の国民に具体的な権利利益を保障したものではない。憲法第3章の各条項は、基本的人権を保障するもので、これを解釈する際に「平和のうちに生存する権利」という理想を斟酌されることもあり得るが、「平和のうちに生存する権利」なるものの具体的な内容を一義的に確定することが困難であることからすると、憲法13条を含む第3

章の各条項を根拠として「平和のうちに生存する権利」が具体的な権利利益として保障されると解することもできない。そして、憲法前文、9条、13条を含む第3章の各条項を総合的に考慮しても、「平和のうちに生存する権利」の具体的な内容を一義的に確定することが困難であることに変わりはないから、「平和のうちに生存する権利」が具体的な権利利益として保障されているということはできない。

したがって、原告らの主張する平和的生存権は、国家賠償法の法的保護の対象となる具体的な権利利益といえない。原告らは、憲法違反の国の行為により、平和的生存権が具体化するという相関的関係にあるとも主張するが、国¹⁰の行為が憲法に違反するかということと国の行為が憲法に違反する場合に侵害される具体的な権利利益があるかということとは別の問題であるから、その主張は、採用することができない。

(2) 本件各法律は、自衛隊が武力攻撃事態等だけでなく存立危機事態にも防衛出動できることとし、外国の軍隊その他これに類する組織に対する後方支援活動等を実施する事態を周辺事態から重要影響事態に拡大し、現に戦闘行為が行われている現場でなければ弾薬の提供並びに戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含む後方支援活動等及び諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うことができるよう¹⁵にし、国際連合の統括の下に行われるものではない国際連携平和安全活動への参加を許容し、治安維持活動及び駆け付け警護も許容し、自衛官が自己等の生命等を防護するためだけでなく治安維持活動に係る業務を妨害する行為を排除するために武器を使用できることとしたものである(前記第2の2(2))。また、都道府²⁰県知事は、防衛出動を命じられた自衛隊の任務遂行上必要があると認められる場合には、防衛大臣等の要請により、病院、診療所等の施設を管理し、土地等を使用し、物資を収用し、特に上記必要があると認めるときは、医師等に対して一定の業務に従事することを命ずることができるものである(自衛²⁵

隊法103条)。

しかし、本件全証拠によつても、本件各法律が施行されてから5年近くが経過した本件訴訟の口頭弁論終結時においても、自衛隊が他国との戦争等に巻き込まれるなどし、国民が武力攻撃やテロリズムの対象となつたとは認められず、その具体的な危険が生じたとも認められない。また、存立危機事態に際して防衛出動が命じられたことがないことはもとより、存立危機事態に至つたとしてその対処に関する基本的な方針（事態対処法9条）が定められたようなこともない（顕著な事実）。

そうすると、原告らが、各々の立場、経験等に加え、自衛隊の南スーダンにおける活動、米国との共同訓練等に関する報道等から、その主張に係る不安、懸念等を抱くこと自体は理解できないわけではないにしても、本件各行為により、原告らがその生命、自由を侵害され、又はその危険にさらされたり、現実的な戦争等による被害や恐怖にさらされたり、戦争の遂行等への加担・協力を強いられたとは認められない。

2 本件各行為によって原告らの人格権が侵害されたか

(1) 生命、身体及び精神に関する権利利益について

本件各法律により、自衛隊が活動できる事態、活動の内容等が拡張されたことは確かであるが、その施行から約5年が経過しても、自衛隊が他国との戦争等に巻き込まれるなどし、国民が武力攻撃やテロリズムの対象となつたとは認められないし、その具体的な危険が生じたとも認められない（前記1(2))。

そうすると、原告らがその主観としてその主張に係る不安、懸念等を抱くこと自体は理解できないわけではないが、本件各行為により、原告らの生命及び身体に対する具体的な危険が客観的に生じたとは認められないから、原告らの生命、身体及び精神に関する権利利益としての人格権が侵害されたとはいえない。

(2) 平穏な生活を送る権利利益について

本件各法律により、自衛隊が他国との戦争等に巻き込まれるなどし、国民が武力攻撃やテロリズムの対象となったともその具体的な危険が生じたとも認められないことは、前述のとおりである。また、本件各法律により、存立危機事態に際して防衛出動を命じられた自衛隊の任務遂行上必要があると認められる場合には、国民に一定の負担を求められることがあるが、その存立危機事態に至ったと判断されたことがないことも、先に述べたとおりである。

(以上につき、前記1(2), 2(1))

また、新田原基地の周辺の住民である原告らの供述等その他の本件全証拠によっても、本件各行為により、新田原基地が武力攻撃やテロリズムの対象になったともその具体的な危険が客観的に生じたとも認められないし、その周辺の住民である原告らの平穏な生活が現に脅かされているとも脅かされる蓋然性が生じたとも認められない。

そうすると、原告らの主張する平穏な生活を送る権利利益なるものが明確なものではないことはさておき、本件各行為により、原告らの平穏な生活を送る権利利益としての人格権が侵害されたとはいえない。

(3) 主権者としてないがしろにされない権利利益について

原告らの主張する主権者としてないがしろにされない権利利益とは、結局のところ、原告らの主張する憲法改正・決定権なるものと同じものである。

そして、個々の国民につき、憲法の改正が発議された際にその特別の国民投票等に参加する権利が保障されるとともに、憲法に関する自らの意見等を表明し、これを国政に反映させる手段として、参政権、表現の自由等が保障されていることは確かであるとしても、原告らの主張する憲法改正・決定権なるものが具体的な権利利益といえないことは、後記3のとおりである。

とすれば、原告らの主張する主権者としてないがしろにされない権利利益なるものは、国家賠償法の法的保護の対象となる具体的な権利利益とはいえ

ない。

3 本件各行為によって原告らの憲法改正・決定権が侵害されたか

憲法は、国の政治の在り方を最終的に決定する主権が国民にあるという国民主権原理を採用している（前文、1条）。このことを前提として、憲法96条1項は、憲法の改正は、国会がこれを発議した上、特別の国民投票等における過半数の賛成による承認を経なければならない旨を定め、憲法改正手続法は、この特別の国民投票等の手続等を定めており、個々の国民に憲法の改正が発議された際にこの特別の国民投票等に参加する権利が保障されている。そして、憲法に関する自らの意見等を表明し、これを国政に反映させる手段として、個々の国民に参政権、表現の自由等の基本的人権が保障されている。また、憲法99条は、国務大臣及び国会議員を含む公務員は、憲法を尊重し擁護する義務を負うことを定めており、憲法に違反する閣議決定を行うこと及び憲法に違反する法律を成立させることは、この義務に抵触する事態を引き起こすものである。

しかし、法令等には、広狭の違いはあるにせよ、解釈の余地があることは否めず、ある一定の時点で確立していた解釈であっても、社会情勢等の変化を受けて変容していくこともあり得るところであり、憲法もその例外ではない。また、法令等が憲法に適合するかしないかを決定する最終的権限は、最高裁判所のみが有しており（憲法81条），国会が立法を行い、内閣が行政を行うに当たって採用され、又は変更された憲法解釈は、憲法の意味内容を確定させ、変更する法的な効力を有しない。そして、立法又は行政の行為につき、本来は憲法改正手続を要する「憲法解釈の変更」をされない権利を指定することは、通常の立法又は行政の行為においては憲法改正手続を経ることはないから、ある立法又は行政の行為が自らの憲法解釈と異なると考える者が自らの具体的な権利利益の有無に関係なく憲法解釈の変更により当該権利が侵害されたなどとして国家賠償請求訴訟等を提起し、その憲法適合性を問うことを許容することに

つながりかねず、裁判所が具体的な事件を離れて抽象的に法令等の憲法適合性を判断する権限を有していないこと（最高裁昭和27年（マ）第23号同年10月8日大法廷判決・民集6巻9号783頁参照）と相容れないものである。

そうすると、原告らが本件各法律の審議の経過等も含む本件各行為に失望と憤りを抱いていること自体は了解可能であるが、憲法改正の賛否を問う国民投票が実施される前の時点における権利である、原告らの主張する憲法改正・決定権なるものが、国家賠償法の法的保護の対象となる具体的な権利利益であるということはできない。

4 憲法判断の要否について

なお、原告らは、本件各行為の違法性を判断するために、まず本件各法律の憲法適合性を裁判所が判断しなければならない旨主張する。

しかし、裁判所は、具体的な事件の解決に必要な限度において法令等の憲法適合性を判断する権限を有するものである（前掲最高裁大法廷判決参照）上、具体的な事件の解決に当たっては結論を導くために必要な要件事実のみを判断すれば足りるものであり、本件については、原告らの具体的な権利利益又はその侵害が認められない（前記1～3）以上、本件各法律の憲法適合性を判断する必要はなく、原告らの上記主張は、採用することができない。

第5 結論

よって、その余の点を判断するまでもなく、原告らの請求は、いずれも理由がないから、これらを棄却することとし、訴訟費用につき、民訴法65条1項本文、61条を適用して、主文のとおり判決する。

宮崎地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官

古庄 石井

5

裁判官

安木 進



裁判官細包寛敏は転補のため署名押印できない。

10

裁判長裁判官

古庄

研



(別 紙)

略 称 一 覧

略 称	内 容
平和安全法制整備法	我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律
国際平和支援法	国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律
平和維持活動等協力法	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律
周辺事態法	平和安全法制整備法による改正前の周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律
重要影響事態法	重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律
旧事態対処法	平和安全法制整備法による改正前の武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに國及び國民の安全の確保に関する法律
事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに國及び國民の安全の確保に関する法律
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（事態対処法2条2号）
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態（事態対処法2条3号）
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（事態対処法1条）
存立危機事態	我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、國民の生命、事由及び幸福追

	求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態（事態対処法2条4号）
周辺事態	そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（周辺事態法1条）
重要影響事態	そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至る恐れのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（重要影響事態法1条）
後方支援活動	重要影響事態に対処し、日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行うアメリカ合衆国の軍隊及びその他の国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊その他これに類する組織に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の支援措置であって、我が国が実施するもの（重要影響事態法3条1項2号）
戦闘行為	国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為（重要影響事態法2条3項）
国際連合平和維持活動	国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に基づき、紛争に対処して国際の平和及び安全を維持することを目的として、国際連合の統括の下に行われる活動であって、国際連合事務総長の要請に基づき参加する二以上の国及び国際連合によって実施される、平和維持活動等協力法3条1号イないしハに掲げる活動
国際連携平和安全活動	国際連合の総会、安全保障理事会若しくは経済社会理事会が行う決議、平和維持活動等協力法別表第一に掲げる国際機関が行う要請又は当該活動が行われる地域の属する国の要請（国際連合憲章第七条1に規定する国際連合の主要機関のいずれかの支持を受けたものに限る。）に基づき、紛争に対して国際の平和及び安

	全を維持することを目的として行われる活動であって、二以上の国連携により実施される、平和維持活動等協力法3条2号イないしハに掲げる活動（国際連合平和維持活動として実施される活動を除く。）
国際平和協力業務	平和維持活動等協力法3条1号ないし4号所定の活動のために実施される同条5号所定の業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）であって、海外で行われるもの
治安維持活動	防護を必要とする住民、被災民その他の者の生命、身体及び財産に対する気概の防止及び抑止その他特定の区域の保安のための監視、駐留、巡回、検問及び警護（平和維持活動等協力法3条5号ト）
駆け付け警護	平和維持活動等協力法3条5号ヲからネまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとしてナの政令で定める業務を行う場合であって、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動若しくは人道的な国際救援活動に従事する者又はこれらの活動を支援する者（以下「活動関係者」という。）の生命又は身体に対する不測の侵害又は危難が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、緊急の要請に対応して行う当該活動関係者の生命及び身体の保護（平和維持活動等協力法3条5号ラ）
協力支援活動	諸外国の軍隊等に対する物品及び役務の提供であって、我が国が実施するもの（国際平和支援法3条1項2号）
テロ特措法	平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法

イラク特措法	イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法
憲法改正手続法	日本国憲法の改正手続に関する法律

これは正本である。

令和 3 年 5 月 26 日

宮崎地方裁判所民事第 2 部

裁判所書記官

弓削祥

